

協議会名称 WG 報告の骨子

- 1) 本協議会は建議の推進の中核ではなく、「研究推進体制の抜本的改革を目指した制度設計」を行う中核として建議の中では位置づけられている。したがって、本協議会が中心となって、「災害の軽減に貢献」するための建議の実施に最適な制度を設計し、その新たに作られた組織の名称の中に「災害軽減」といった用語を含むのが適切である。
- 2) 建議の「III. 3. 地震・火山噴火の災害誘因予測のための研究」は、地震研と防災研の拠点間連携が中心となって推進することが期待されており、本協議会の名称の中に「災害誘因」という用語を含めるのは適切ではない。
- 3) 「災害の軽減に貢献」することを強調したのが今回の建議の特徴であり、新しい制度がまだ立ち上がっていない現時点で、その建議の目的から見て、後退した印象を与える名称に協議会名を変更することは、余計な誤解を広める危険性がある。
- 4) 以上の検討により、下記の方針を WG として提案する。
 - a) 現時点では協議会の名称は変更しない。
 - b) 協議会規則については、現在のメンバー構成と協定書を踏まえた最低限の修正を行う。
 - c) 新しい組織が軌道に乗り、全体の役割分担が明確になった時点で、本協議会の新しい役割に見合った名前と規則を検討する。

※ 本 WG の議論において、下記の意見があったことを付記しておく。

- i) 建議に明示されているとおり、「研究推進体制の抜本的改革を目指した制度設計」を、本協議会が中心となって早急に実施し、新しい体制にすみやかに移行する必要があることについて、WG 全員の意見の一致をみた。
- ii) 新しい組織が軌道に乗った後の、協議会の新しい名称としては、「予知」を「予測」に変更した名称が望ましいという意見が、WG の中で多数を占めた。
- iii) 地震学会での「予知」と「予測」の再定義を踏まえれば、現時点でも本協議会の名称の「予知」を「予測」に変更可能ではないか、との意見があった。

平成 26 年 8 月 30 日

協議会名称検討結果報告（案）

協議会名称検討ワーキンググループ

1. はじめに

平成 26 年 1 月 28 日に開催された平成 25 年度第 3 回地震・噴火予知研究協議会において、研究推進体制検討委員会より協議会の名称の検討の必要性が指摘され、その検討を行うワーキンググループの設置が認められた。これを受けて、協議会議長よりワーキンググループの人選が行われ、平成 26 年 2 月 24 日に第一回のワーキンググループの会議が開催され、その後、メールでの議論を経て、平成 26 年 4 月 21 日に開催された平成 26 年度第 1 回地震・火山噴火予知研究協議会にて報告を行った。これに基づき、協議会にて審議がなされたが、結論が出ず、ワーキンググループでの議論を継続することとなった。ワーキンググループでは、名称に関して企画部が行ったアンケート結果も参考にしながら、メールでの審議を経て、平成 26 年 7 月 25 日に第二回の会議を開催し、さらにメールで慎重に議論を行ってきた。ここに本ワーキンググループの最終的検討結果を予知協議会に答申する。

2. 名称について

名称を変更する場合の新たな名称について、本協議会や研究推進体制検討委員会、および本ワーキンググループで議論がなされてきた。これらの会議で提案された名称候補のキーワードとしては、大きく分けて「災害軽減」、「災害誘因」、「予測」および「観測研究」の 4 つに整理できる。これらについて様々な観点から検討を行った。

1) 「災害軽減」

現計画における推進体制の整備に関して、本協議会は「研究推進体制の抜本的改革を目指した制度設計」を行う中核として位置づけられているように、将来的には、建議の計画実施に最適な制度を設計し、その新たな組織が中核となって計画を実施すべきである。その新たに作られた組織の名称の中にこそ、本建議の最大のキーワードである「災害軽減」という用語を含むのが適切であると考えられる。

2) 「災害誘因」

災害誘因の研究は前計画でも行われていたが、現建議では、「III. 3. 地震・火山噴火の災害誘因予測のための研究」として、3 つの柱の一つとして大きく位置づけられ、現計画の最大の特徴となっている。この建議の中で、災害誘因の研究については、東京大学地震研究所と京都大学防災研究所との拠点間連携が中心となって推進することが期待されており、本協議会が災害誘因の研究の主体であると誤解されるような名称は適切ではないと考えられる。

3) 「予測」および「観測研究」

日本地震学会が平成 24 年 10 月 11 日に発表した「行動計画 2012」では、「地震予知」と

いう用語を、地震の予測のなかでも「警報につながる確度の高いもの」に限って使用すべきであるとの提言がなされている。一方、本協議会の名称の中の「予知」は、長期予測から短期予測までを含む幅広い概念で用いており、日本地震学会の再定義を踏まえれば「予測」と変更するのが妥当との意見があった。また「予測」には科学的なニュアンスがあるのに対して「予知」には超人的なニュアンスがあり、若手のモチベーションを上げるためにも「予測」のほうが望ましいという意見もあった。一方、現建議のタイトルに「予知」も「予測」も含まれていないという状況を踏まえれば、どちらも含まない「観測研究」だけとする案も考えられる。しかし、従来は、自然現象としての地震・火山噴火の予知に基づいて災害軽減への貢献を追求してきたが、今後は、地震・火山噴火の発生から、災害発生やその推移までを念頭に災害誘因の予測を行い、地震・火山災害の軽減に貢献する方針に転換する。上述の「災害軽減」を冠した新たな組織が立ち上がる前に、本協議会の名称を「予測」や「観測研究」といったものに変更してしまうと、本協議会が従来のものであるという印象や従来より後退したという印象を社会に与えかねない。また、名称の変更は実体の変更時に、その変更の方向性に整合させるように実施すべきであり、新たな組織の動向を待って実施するのが妥当であると考えられる。

以上の検討により、これまで提案されてきた本協議会の名称の変更案のいずれも、現時点で変更することは適切では無く、当面は現在の名称を継続し、近い将来に「災害軽減」を冠した新たな組織が立ち上がった段階で、本協議会の名称を再検討するのが適切であるとの結論に至った。

3. 協議会規則について

平成24年度に行った外部評価と現建議を踏まえた研究推進体制検討委員会の答申に従って、防災社会学分野や歴史・考古学分野の研究課題を担当する機関からの委員が本協議会の構成メンバーに加わり、新たな協定書を取り交わしている。このため、協議会の名称を変更しないとしても、その規則については、新しいメンバー構成や協定書に整合するように最低限の修正が必要となる。具体的には、下記の方針が適切であると考えられる。

1) 協議会規則の第2条（目的）は、以下のように修正する。

現行（平成26年5月15日改定）「第2条 予知協議会は、地震予知研究及び火山噴火予知研究に関し、研究計画を協議し、大学等との連携を緊密にし、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。」

⇒改正案「第2条 協議会は、建議等に基づく地震及び火山噴火の研究に関して、連携を緊密にして大学等の研究計画を協議し、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。」

2) 協議会規則において、協議会の名称以外の部分での「地震・火山噴火予知研究」は「地震・火山噴火研究」にすべて変更する。内規も同様とする。

4. おわりに

上記で述べた方針を実施するにしても、これらは移行的措置にすぎず、「災害軽減」を冠した新たな組織の立ち上げを可及的すみやかに行う必要があるということについて、ワーキンググループ全員の意見が一致した。また、そのような組織が立ち上がった後には、本協議会の名称には「予測」という用語を使う方が望ましいとする意見がワーキンググループメンバーの多数を占めた。ただし、新たな組織の構成や役割、将来の本協議会が分担する役割と組織構成、また将来的な概算要求のしくみが確定していない現段階で、将来を縛ることは困難であり、ここではワーキンググループ内の意見分布を示すにとどめることにする。なお、日本地震学会での提言を踏まえれば、現時点でも名称の「予知」を「予測」に変更可能という意見もあったことを付記しておく。

協議会名称検討ワーキンググループ

主査 松澤暢（東北大学）

委員 飯尾能久（京都大学）

加藤尚之（東京大学；企画部長）

清水洋（九州大学；協議会副議長）

武尾実（東京大学）

平田直（東京大学）

平原和朗（京都大学；協議会議長）

第二回「予知協」名称 WG 議事概要（案）

日時：2014年7月25日（金）10:30-12:10

場所：東京大学地震研究所企画部室

出席者：松澤暢（東北大）、平田直（東大地震研）、武尾実（東大地震研）、加藤尚之（東大地震研）、飯尾能久（京大防災研）、平原和朗（京大理）、清水洋（九大）

- 1) 最初に松澤主査から、これまでの議論の経緯、アンケートの集約の結果と今後の予定について説明があった。前回の協議会においては、事前にWGとして意見をまとめきれなかったことで、本会議の議論に時間が取られてしまったことを反省している。次回の協議会までにWGとしての候補をできれば一つ、最悪でも二つにまとめて、協議会で採決をとるようにしたい。
- 2) これまで議論してきた案は主として4種類に分類できる。
 - A) 変更なし。
 - B) 「予知」を「予測」に変更。
 - C) 「災害軽減に貢献」を前面に出した名称に変更。
 - D) 「地震火山観測研究協議会」というようなシンプルな名称に変更。このうち、C案については、本協議会が建議のすべての中心となるように見え、災害誘因等に関わる部分は拠点間連携を中心として推進するという方針とそぐわない。また、D案については、何を行う協議会かまったくわからなくなる。以上のような観点から、C案とD案については、WGからの最終候補とはしない、ということで合意が得られた。
- 3) 上記のA案とB案について議論を行った。yoti-tanto アンケートでは、A案に対する賛同意見が一番多かったが、A案の場合には、「何も変わらなかった」と外部から捉えられてしまう危険性がある。一方で、B案の場合には、建議の目指している方向とは異なり「サイエンスに閉じこもった」という印象を外部に与えかねない。建議の全体を実施する主体が見えないうちに、建議の一部分しか実施しないように見える名称に変更することは、弊害のほうが大きくなる危険性がある。
- 4) A、Bのどちらの案でも、建議の一部しか実施しないように見えるため、これらの名称の場合には、建議の全体を実施する主体が協議会の上位に作られることが必要となる。そのような組織の準備状況について、加藤企画部長より報告があった。企画部で検討を始め、関係各機関から意見を聞いているところである。企画部内で検討するのは限界があり、今後、関係機関の代表に集まってもらって検討する予定である。
- 5) 一方、A、Bのどちらの案でも、協議会への新たな参加者が疎外感を持つような規則とにならないように気をつける必要があり、協議会名称だけでなく、協議会規則も含めてどちらが良いか検討することが重要である、ということで意見の一致をみた。
- 5) 以上を踏まえ、松澤主査のほうで、A案とB案のそれぞれについて規則案を作成し、それらをWGで比較検討しながら、A案とB案のどちらがベストかを議論することとなった。

東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会規則

平成18年5月1日制定
平成21年4月18日改定
平成22年4月17日改定
平成24年4月23日改定
平成26年5月15日改定
平成26年9月XX日改定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学地震研究所規則第10条2項の規定に基づき、地震・火山噴火予知研究協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について定める。

(目的)

第2条 協議会は、建議等に基づく地震及び火山噴火の研究に関して、連携を緊密にして大学等の研究計画を協議し、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、協議会は、大学等の連携に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大学等の地震・火山噴火研究に関わる経費の概算要求事項と協議会参加機関への研究経費配分
- (2) 大学等の地震・火山噴火研究に関わる研究計画
- (3) 大学等の地震・火山噴火研究に関わる研究者交流
- (4) 「地震・火山噴火研究の連携と協力に関する協定」に関わるその他の事項
- (5) 外部評価委員会に対する評価の依頼
- (6) その他、地震・火山噴火研究の推進に関わる事項

(構成)

第4条 協議会は、地震研究所長が次の各号に掲げる者を委員に委嘱することにより組織する。

- (1) 別表1に示す地震・火山噴火関連部局・施設の長
但し、この項に該当する者であっても、以下の3号で委員となる者は除外する。
 - (2) 別表2に示す大学部局等の推薦を受けた者各1名
 - (3) 第9条で定める企画部の部長及び副部長、第10条で定める研究戦略室長、第12条で定める予算委員会の委員長
 - (4) 学識経験者若干名
- 2 前項4号の委員は協議会で選出する。
- 3 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(議長)

第5条 議長及び副議長は、委員の互選により決める。

2 議長に事故ある時は、副議長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 第4条1項の委員に交代や欠員が生じた場合、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ、議長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(分科会)

第8条 協議会の審議を効率的に行うため、協議会の下に地震分科会及び火山分科会を置く。

- 2 地震研究及び火山噴火研究に関する固有の事項に関しては、協議会の諮問に基づき、それぞれ地震分科会及び火山分科会で協議することができる。
- 3 分科会の主査及び構成員は協議会で選出する。
- 4 その他任務は、別に定める。

(企画部)

第9条 研究計画の企画立案及び研究計画の調整を行うため、協議会の下に企画部を置く。

- 2 企画部の構成員は協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(研究戦略室)

第10条 研究計画全体を調和的に推進するために、企画部内に研究戦略室を置く。

- 2 構成員は選考委員会の推薦する候補者に基づき協議会で決定する。室長は室員の互選により決める。
- 3 選考委員会の構成と選考手順については、別に定める。
- 4 研究戦略室員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(計画推進部会)

第11条 地震・火山噴火研究計画を実施するため、協議会の下に計画推進部会を置く。

- 2 構成、部会長、副部会長及び構成員は協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(予算委員会)

第12条 大学等の地震・火山噴火研究に関わる研究経費案を策定するため、協議会の下に予算委員会を置く。

- 2 委員長及び委員は協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(外部評価委員会)

第13条 研究計画の進捗状況と結果の評価を行うため、外部評価委員会を置く。

- 2 その任務と構成は別に定める。

(庶務)

第14条 協議会に関する事務は、東京大学地震研究所において処理する。

(補足)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の定めるところによる。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

- 1 この規則は、平成21年4月18日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所地震予知研究協議会規則（平成11年9月22日制定）及び東京大学地震研究所火山噴火予知研究協議会規則（平成12年1月27日制定）は廃止する。

附則

1 この規則は、平成22年4月17日から施行する。

附則

1 この規則は、平成24年4月23日から施行する。

附則

1 この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附則

1 この規則は、平成26年9月XX日から施行する。

別表 1

地震・火山噴火関連部局・施設
東京大学地震研究所
北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター
弘前大学大学院理工学研究科附属地震火山観測所
東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター
東京大学地震研究所附属地震予知研究センター
東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究センター
東京大学地震研究所附属地震火山噴火予知研究推進センター
東京大学地震研究所附属観測開発基盤センター
東京大学地震研究所附属地震火山情報センター
東京大学大学院理学系研究科附属地殻化学実験施設
東京工業大学火山流体研究センター草津白根火山観測所
名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山研究センター
京都大学防災研究所附属地震予知研究センター
京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター
高知大学理学部附属高知地震観測所
九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
鹿児島大学大学院理工学研究科附属南西島弧地震火山観測所

別表 2

大学部局等
秋田大学大学院工学資源学研究科
新潟大学災害・復興科学研究所
東京大学大学院理学系研究科
東京大学史料編纂所
鳥取大学大学院工学研究科
東海大学海洋研究所地震予知研究センター
立命館大学総合科学技術研究機構
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
京都大学防災研究所

地震・火山噴火予知研究協議会内規（地震分科会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年9月XX日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会地震分科会（以下「地震分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 地震分科会は、協議会における地震研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって地震研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 地震分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問を受けた地震研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、地震研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 地震分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 地震分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 地震分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 地震分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 地震分科会の事務は、東京大学地震研究所事務部にて処理する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

付則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

付則

この内規は、平成26年9月XX日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（火山分科会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日制定

平成26年9月XX日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会火山分科会（以下「火山分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 火山分科会は、協議会における火山噴火研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 火山分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問された火山噴火研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、火山噴火研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 火山分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 火山分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 火山分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 火山分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 火山分科会の事務は、東京大学地震研究所事務部にて処理する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

付則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

付則

この内規は、平成26年9月XX日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（企画部）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年5月15日改定

平成26年9月XX日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第9条第3項の規定に基づき、協議会企画部（以下「企画部」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 企画部は、大学等の地震・火山噴火研究の全体計画を協議会に提案し、計画の進捗状況の常時把握に基づき研究課題間の調整を行い、もって地震・火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

2 上記の目的のうち、計画の進捗状況の把握と研究課題間の調整のために、企画部内に研究戦略室を置く。

（任務）

第3条 企画部は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会規則第11条に定める計画推進部会（以下、「計画推進部会」）及び大学等の研究者の研究計画を基に、全体計画を立案する。
- (2) 全体計画を調和的に推進するために、必要に応じて、ワークショップ等公開討論会を開催し、また、企画部と計画推進部会長から成る企画部拡大会議を開催する。
- (3) 計画推進部会の構成とその部会長および構成員の候補者を協議会に提案する。
- (4) 協議会規則第12条に定める予算委員会（以下、「予算委員会」）の委員長および委員の候補者を協議会に提案する。
- (5) 予算配分方針を予算委員会に提案する。
- (6) 大地震発生時及び火山噴火時の緊急対応を行う。
- (7) 補正予算等の緊急予算を予算委員会の委員長と協議し、とりまとめる。
- (8) 地震・火山噴火研究を推進するため、大学以外の機関との連携を図る。
- (9) 特定の研究対象に関する研究課題間の連絡調整を緊密にするために、総合研究グループを設置することができる。

2 上記のうち(2)(3)(5)(9)は研究戦略室の専権事項とする。

3 上記のうち(1)(8)については、企画部長は研究戦略室の提案を考慮して実行する。

（組織）

第4条 企画部は次の構成員から成る。

- (1) 東京大学地震研究所専任教員（教授または准教授）若干名、うち1名は流動的教員とする
- (2) 東京大学地震研究所客員教員（教授または准教授）2名以上
- (3) 企画部長が推薦する東京大学地震研究所構成員若干名
- (4) 研究戦略室の構成員として大学等の研究者10名以内

2 専任教員の任期は概ね3年とする。

3 構成員は協議会が決定する。

（企画部の構成）

第5条 企画部に、予知協議会の指名により、部長及び副部長を置く。

2 部長は企画部の所掌を総括する。

3 副部長は部長を補佐する。

4 企画部長及び副部長は地震または火山分野を分掌する。

5 企画部長及び副部長は協議会に出席し、大学等の地震・火山噴火研究の全体計画を提案する。

6 企画部長及び副部長は研究戦略室員を兼務する。ただし、研究戦略室長とはならない。

7 研究戦略室の構成員から、以下の研究担当を選出する。

(1) 地震・火山現象の解明

(2) 地震・火山噴火の予測

(3) 地震・火山噴火の災害誘因予測

(4) 研究を推進するための体制

(庶務)

第6条 企画部の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

付則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

付則

この内規は、平成26年9月XX日から施行する。